

15 東京都杉並区

1. 新たな保健事業に関する施策（事業名と内容）

<事業名>

区民健診要指導者フォローアップ教室

区民健診要指導者フォローアップ実践教室

<内容>

医療機関で実施した区民健康診断の結果、生活習慣関連疾患（高血圧・糖尿病・高脂血症）の要指導と判定された者及びBMI（肥満指数）が25以上の者のうち、とりわけ生活改善が高い30～64歳の要指導者を主な対象者とする。

(1) フォローアップ教室

対象者に対して、栄養士・歯科衛生士・保健師等による集団指導を行うとともに、必要に応じて併設の個別相談を実施する。集団指導は、高血圧・糖尿病・高脂血症の病態や検査データーの理解並びにリスクファクターとしての肥満の理解を主な課題とし、生活改善に向けてのモチベーションを高め実践教室の参加につなげる。

開催回数 2時間×月3回×3保健センター×12回

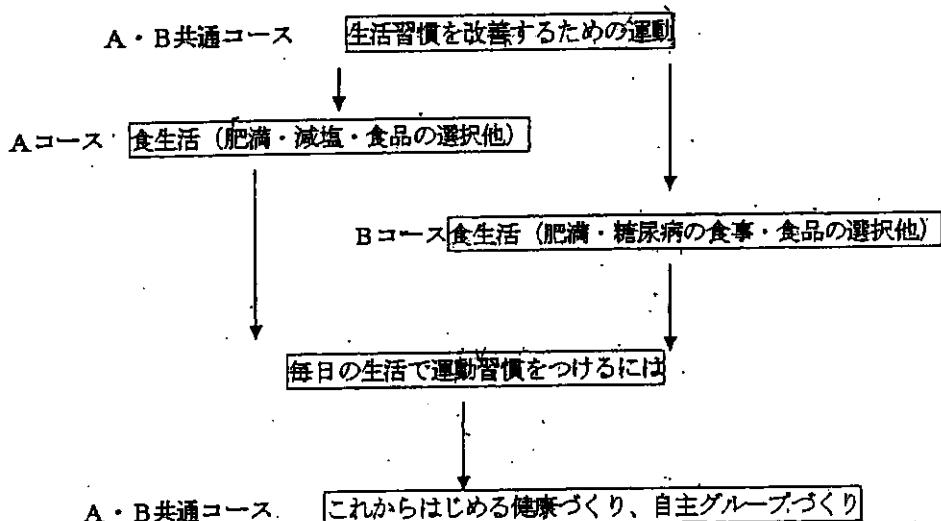
2時間×月2回×2保健センター×12回

(2) フォローアップ実践教室

フォローアップ教室に参加した者のうち、実践教室を希望する者に対して生活改善のための食生活・運動実習など実践的技術の獲得とそれを継続する為の仲間づくりや自主グループ結成なども含めて、1コース2時間、4日制で、年間各保健センター3～4回実施する。

高脂血症、高血圧症 → Aコース

高脂血症、糖尿病 → Bコース



2. 新たな保健事業に関わるネットワークや関係機関との会議の状況

区民健診を全面的に医師会委託の方向で、医師会と保健所健康推進課で話し合いを持つ一方で、保健所健康推進課を中心に、課題別検討会（健康講座検討会）を設置し、各保健センターからメンバーを出して具体的な教室等の組み立てと実施方法について検討した。

検討結果を踏まえて、保健所医師（課長）と保健センター所長が医師会に事業の説明に行き、了解を得た上で、事業説明の為、保健センター所長を中心に、区内の医療機関を回る。また、健康づくり地区会（3つ）や健康づくり自主グループにも、事業のPRと協力を依頼した。

16 兵庫県神戸市

1. 新たな保健事業に関する施策（事業名と内容）

(1) 35歳基本健康診査

実施趣旨：病気の早期発見・早期治療だけでなく、より早い時期からの生活習慣改善を図るため、健康管理への意識を高め、日頃の生活習慣を見直し生活改善への動機付けに資する。

対象者：当該年度内に35歳の誕生日を迎える者（H14年度 21,542名）

受信場所：住民健診会場（地域巡回）

健診内容：老人保健事業の基本健康診査に準ずる

案内方法：無料受診券を封書にて個別通知

健診開始：平成14年4月1日（4月の受診率：対象者に対し1.9%）

(2) ブックスタート事業

実施趣旨：絵本の読み聞かせにより、子どもの情緒面の発達を促すとともに、子どもと過ごす時間の楽しさを知ってもらい、健やかな親子関係を醸成する。

実施方法：教育委員会中央図書館とともに作成した、0～2歳児向け絵本56冊の紹介および0歳児への読み聞かせのポイントについて解説を掲載したブックレット「えほんの小箱」を4か月健康診査を受診した全ての子どもの保護者に配布し、本とふれあうための端緒とする。また、各区保健部で実施している「すぐすぐ赤ちゃんセミナー」（5～6か月児対象の子育て教室）等において、地区図書館等の協力を得て順次読み聞かせを取り入れる。

開始時期：平成14年6月

(3) 地元大学とのタイアップで進める健康づくり（仮称）

実施趣旨：健康こうべ21推進事業の一環として、地元大学の行う高齢者対象の健康体操事業を、市も一体で進める健康づくりとして展開する。

事業内容：健康講座・コンピューターによる体力測定とADL体力測定（年2回）ADL体操と高齢者向きアクティビティ（月2回）

実施場所：大学内体育文化ホール

対象者：大学周辺の60歳以上の人（希望者であれば年齢は問わない）

構成委員：学長はじめ、教授3名、助教授1名、助手等2名、アシスタントとして学生有志等

受講料：無料（保険料と材料費は実費徴収）

事業実施：平成14年9月頃（予定）

2. 新たな保健事業に関わるネットワークや関係機関との会議の状況

(1) 35歳基本健康診査

医師会の関係部会への事業説明、住民健診実施地域の地元との調整を実施した。

(2) ブックスタート事業

教育委員会、市内図書館長、担当司書等との調整会議を持ち、事業実施に向けた会議を実施し、ブックレット内容の検討、読み聞かせリーダーの活用等を検討している。

(3) 地元大学とのタイアップで進める健康づくり（仮称）

大学側との会議を実施し、事業説明や市との役割分担の調整、今後の事業展開の検討等を行う。

17 千葉県

1. 新たな保健事業に関する施策

女性のための健康支援事業

女性は、特有の身体的特徴を有することから、思春期から出産可能期、更年期、閉経後の高年期にいたる各年代において、男性とは異なる様々な健康上の障害が出現する。

このため、女性が生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるために、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう女性のための健康支援事業を実施する。

(1)女性のための健康相談事業

① 女性のための健康相談窓口

女性が抱える心や身体の悩みや不安等について、気軽に相談することができるよう、各保健所において、女性医師による「女性のための健康相談窓口」を設置し、一人ひとりの健康状態に応じた支援を行う。

② 女性のための健康支援事業

女性が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように、女性の健康づくりに焦点をあてた啓発活動を実施する。

ア 県

- ・住民への啓発・普及を図るため医師、保健師等のコメディカルを対象に研修を実施し、正しい知識をもたせる。
- ・県庁内関係課との連携による講座研修等の実施
- ・N P O等の開催する女性の健康支援に関する事業の活用

イ 保健師

- ・キーパーソンになる住民の育成「講座の開催・フォローアップ研修・情報交換会」、その他、一般住民対象の講演会等の開催
- ・学校保健と連携した思春期生徒・親等対象の講演会の等の開催

ウ 住民

- ・自らの健康問題を正しく認識対処できると同時に、新たな仲間の育成が可能となる「勉強会の開催・仲間同士が支えあうグループを作る」等

③ 女性の健康に関する疫学調査実施事業

女性の健康問題を明らかにし、男女差を踏まえた保健医療を推進するため、県において、疫学や女性医療の専門家からなる検討会等を設置し、疫学調査等により基礎データを収集する。

2. 新たな保健事業に関わるネットワークや関係機関との会議の状況

女性のための健康相談事業について、医療機関や市町村等との連携システムの構築を図り、相談後の受診や健康管理について継続的事後指導を行うモデル事業を2保健所で実施する。

- ① 女性の健康問題について対応するための地域におけるネットワークづくり
- ② 相談者に対し継続的に事後フォローするための連携システムの検討及び構築
- ③ 相談者に対し継続的な事後フォローの実施とその分析 等

18 鳥取県

1. 新たな保健事業に関する施策（事業名と内容）

①禁煙支援・子どもの喫煙飲酒防止促進事業

- ・子どもの喫煙・飲酒防止検討委員会の設置（東・中・西の各圏域ごとに設置）

(委員：地区医師会、自治会代表、P T A 代表、たばこ等販売業者、市町村保健師、教育委員会等を予定)

- ・禁煙指導者研修会の開催

- ・子どもの喫煙・飲酒防止のための検討会の設置

②外食栄養成分表示推進事業

- ・外食栄養成分表示推進連絡会の開催（年2回）

(メンバー：栄養士会、調理師連合会、食品衛生協会、食生活改善推進員連絡協議会、飲食店組合、保健所等)

- ・ガイドライン、リーフレット・ポスター等の作成

③幼児期の食育強化事業

- ・保育所等への出前健康講座の実施

- ・教育養媒体（ペーパークラフト、ステッカー）の作成

④朝食キャンペーン推進事業

- ・新聞、テレビ広告

- ・協力店舗でののぼりの設置

- ・朝食メニューの展示・レシピの配布

⑤学校・地域保健連携推進事業

- ・子どもたちの生活習慣改善・啓発モデル事業

⑥ひきこもり対策推進事業

- ・保健所におけるデイケアと家族支援の実施

- ・N P O 法人を活用した社会参加訓練（自然体験活動・職場体験実習）の実施

2. 新たな保健事業に関わるネットワークや関係機関との会議の状況

1 に記載

19 沖縄県

1 新たな保健事業に関する施策（事業名と内容）

事業名：学童の防煙・禁煙教育推進事業

事業目的

中央保健所管内の小中学校の児童生徒の喫煙実態を把握し、子供達を取り巻く環境、周囲の大人の影響、保護者の認識を把握し、効果的な喫煙防止教育、禁煙教育を推進する。

事業内容

1. 保護者の喫煙についての認識調査
2. 学校及び関係者との会議を開催
3. 学校地域での防煙・禁煙教育に対しての技術支援
4. 教材の整備・貸し出し・教育資料貸し出しリスト作成
5. 学校、健康づくり担当職員への研修会

2 新たな保健事業に関わるネットワークや関係機関との会議の状況

初年度設置した協議会を継続し、年2回開催して、アンケート調査の結果を論議し課題の解決、研修の持ち方について協議する。

- ・喫煙予防教育について友人から誘われたときの断り方についてスキル教育を活用し、好評だった。
- ・今後は、産業保健と協力して調査し、企業の分煙化を図りたい。
- ・PTA を対象に過去3年間の調査結果を返す。

20 岡山県

ひきこもり対策事業

1 趣旨

近年、思春期、青年期のひきこもりが大きな社会問題となっており、長期化、複雑化する傾向にあることや、家族は、どう対応して良いかわからず深刻な悩みを抱えていることなどが指摘されている。

また、ひきこもりについては、どうにもならなくなつて保健所に相談したり精神科を受診するなど専門家による早期の適切な支援が実施されていない状況にある。

このため、下記の事業を行う。

2 事業内容

ひきこもり脱出支援事業

① ひきこもりサポーター育成事業

ひきこもり経験者やメンタルヘルスボランティアの中から希望者に対し、ひきこもりの方への接し方などについて専門研修を実施し、研修修了者をサポーターとして委嘱する。サポーターは担当保健婦と十分連携し、定期的にその助言を受けながら活動することとしており、同じ悩みや経験を共有する立場でひきこもりの本人や家族の相談に応じるなど、ひきこもりからの脱出の契機とする。

サポーター養成講座（平成14年度から5カ年）

日 程：4日間

研修内容：カウンセリング、ひきこもり等について

養成数：200人程度

② ひきこもりバリア低下事業

ひきこもりについては、どうにもならなくなつて保健所に相談したり精神科を受診するなど専門家による早期の適切な支援が実施されていない状況にあるため、家庭崩壊に至っているなど手遅れとなる場合が多い。

このため、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人やひきこもりに悩む家族等との座談会を開催し、家庭における対応能力の向上や専門的サービスの利用の契機とする。

座談会実施予定：9保健所

参加者数：50人程度

3 予算額

1,444千円

21 佐賀県

自殺対策事業

佐賀県精神保健福祉センター

目的

近年、社会問題化している自殺の状況を踏まえ、こうした自殺者を減少させるために、心の健康づくりやうつ病対策の観点から取り組む。

また、自殺によって残された遺児・遺族の心のケアのための支援体制の整備や、ストレスや悩みを抱える住民からの相談に適切な助言ができる相談体制の充実強化、自殺対策の方向性等を協議するための自殺対策協議会の設置等を行う。

事業内容

1 自殺対策協議会の設置

自殺対策について社会全体の問題として取り組むため、行政機関・医療機関・企業・労働者団体・学識経験者等、広範囲にわたる関係者による対策協議会を開催し、自殺対策の方向性や関係機関の役割分担等について協議する。

- ・ 開催回数 年 3 回
- ・ 委員数 約 10 名

2 研修会（講演会）の開催

自死遺児・遺族への適切な支援を行うために専門的な研修を実施する。

- ・ 開催回数 年 1 回
- ・ 対象者 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校の教師等及び主任児童委員など関係者 約 200 名

佐賀県自殺対策協議会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神保健福祉センターが自殺者の予防、自死遺児遺族の心のケアを目的とする自殺対策事業を推進するために必要な事項を協議する「自殺対策協議会」（以下「協議会」という。）の運営に関して定める。

(任務)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺の予防や危機介入に関すること。
- (2) 自死遺児遺族の心のケアに関すること。
- (3) その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関するこ。

(構成)

第3条 この協議会は、別表に掲げるメンバーで構成する。

- 2 会長は、精神保健福祉センター所長をもって充てる。
- 3 会長は、協議する事項に応じて、関係する機関及び学識経験者に会議出席等の協力を依頼する。

(協議会)

第4条 この協議会は、第2条に該当する協議すべき事項について、隨時必要に応じて開催する。

- 2 会長は、会議の議事を総理する。

(庶務)

第5条 この協議会の庶務は、精神保健福祉センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。